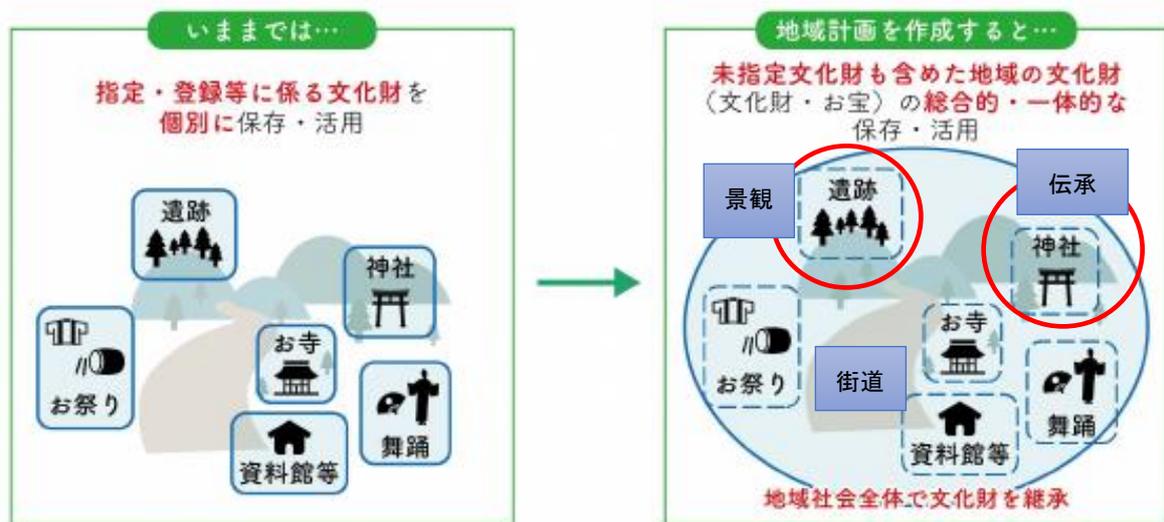


## 1 文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）とは、文化財保護法（以下「法」という。）に位置付けられた、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられます。

地域の文化財などの歴史文化資源を改めて見直し、自治体と地域が総がかりで守り、生かしていくための方針と施策を定める計画で、各市町村の文化財保護行政において取り組んでいく基本方針を定める中・長期的なマスタープランであり、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランでもあります。

また、地域計画は、地域に所在する多様な文化財を総合的に調査・把握したうえで、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みであることが求められています。



## 2 水俣市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

本市は海・山・川があり多様な自然があります。しかし、地形上、稲作に不向きな土地であるため、人々の営みの中には、様々な努力をうかがうことができます。また、古くから北九州と南九州の文化が混ざりあい、交流の道が通じるまちでした。交通に関わる文化財や、境を接する薩摩との関わりが色濃く反映した水俣城址や薩摩部屋などの文化財が生まれました。交流の拠点に根差した徳富家は、学問を重んじ水俣での教育の普及に努め、のちに徳富蘇峰・蘆花兄弟を輩出しました。

このような本市の歴史文化と各地に残る文化財は、市の大切な資源です。しかし、本市では、急速に過疎化・高齢化が進行し、文化財を取り巻く現状は、厳しい状態となっています。更に近年、平成28年熊本地震や令和2年豪雨など災害による文化財の損壊が相次いで発生し、防災対策も求められています。

このような課題等を踏まえ、市民及び地域、行政等の多様な主体のもと、本市における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくために、地域計画を作成します。

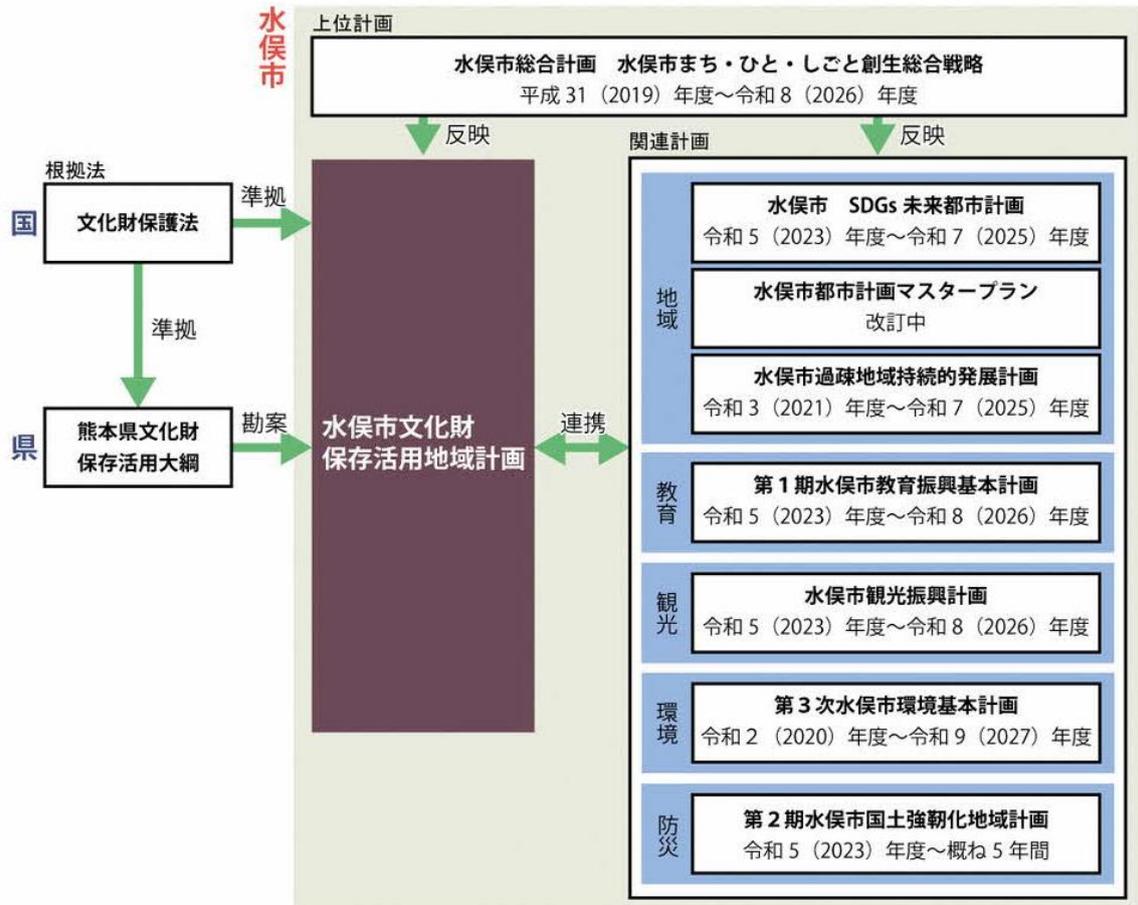
### 3 計画期間と事業期間

地域計画の計画期間は、上位計画である水俣市総合計画と歩調を合わせるため、令和7年度（2025）年度から令和16年度（2034）までの10年間とします。

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
水俣市総合計画	第6次総合計画		第7次総合計画（8年間）							
	第2期基本計画		第1期基本計画（4年間）				第2期基本計画（4年間）			
水俣市文化財保存活用地域計画	第1次文化財保存活用地域計画（10年間）									
	中間評価								総合評価	

### 4 計画の位置づけ

水俣市総合計画の下、市の様々な計画と連携して、計画を推進していきます。



### 5 地域計画の対象とする文化財と用語の定義

「文化財」とは、法第2条の定義に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。

文化財のうち、一定の基準を満たしたものが、手続きを経て「指定文化財・登録文化財」となります。指定や登録は、国、都道府県、市町村が、法や地方自治体の文化財保護条例の規定によって行っています。現在、本市で指定・登録を受けている文化財は下表のとおりです。

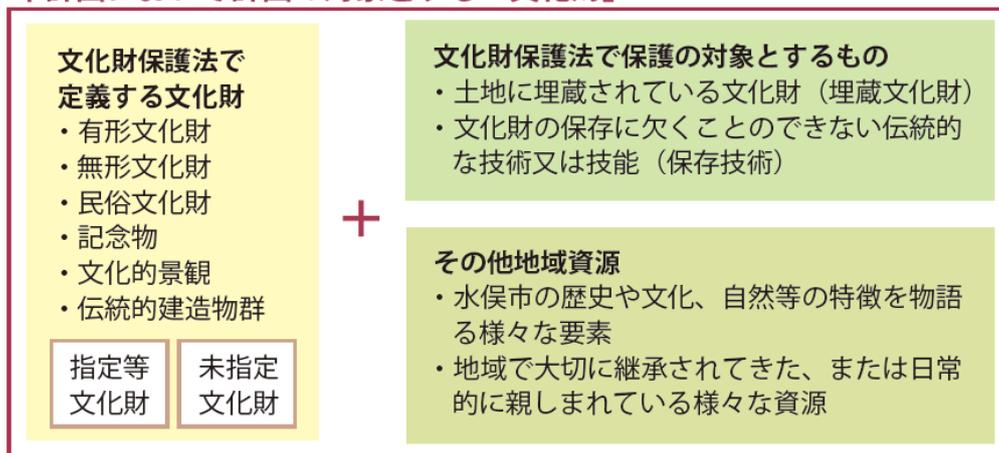
水俣市の指定文化財一覧（令和6年3月現在）

類 型		国		県	市	合計	
		指定	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	0	1	0	1	2	
	美術工芸品	絵画	0	0	0	1	1
		彫刻	0	0	0	7	7
		工芸品	0	0	0	1	1
		書跡・典籍	0	0	0	5	5
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	0	0	0	
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	0	8	8	
記念物	史跡	0	0	2	3	5	
	名勝	0	0	0	0	0	
	天然記念物	0	0	1	4	5	
文化的景観		0	0	-	-	0	
伝統的建造物群		0	0	-	-	0	
保存技術		0	0	-	-	0	
合 計		0	1	3	30	34	

また、法では、第92条で土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）を、第147条で文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術又は技能（保存技術）を保護の対象としています。

本市の地域計画では、指定・登録の有無に関わらず、前述した6つの種類の文化財、埋蔵文化財、保存技術を対象にします。それに加え、これまでの文化財の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史や文化、自然等の特徴を物語る様々な要素や、地域で大切に継承されてきた、または日常的に親しまれている様々な資源についても、その他地域資源として、地域計画の対象とし、本計画においてこれらの総称を「文化財」とします。

本計画において計画の対象とする「文化財」



## 6 地域計画の構成

地域計画の記載内容は、下記を予定しています。

- 序章 文化財保存活用地域計画作成の目的
- 第1章 水俣市の概要
- 第2章 水俣市の文化財の概要
- 第3章 水俣市の歴史文化の特性
- 第4章 文化財に関する既往の把握調査
- 第5章 文化財の保存・活用に関する目標（将来像）
- 第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針
- 第7章 文化財の保存・活用に関する措置
- 第8章 関連文化財群（任意）
- 第9章 文化財保存活用区域
- 第10章 文化財の保存・活用の推進体制

## 7 計画作成作業の経過と今後の予定

地域計画は、令和4年度から作成に着手し、令和6年12月の文化庁認定を目指しています。

年度	作業の概要	実績
4	計画の基礎となる文化財リスト作成、アンケート調査などの現状把握が中心。 市の歴史文化の概要・特性の素案の作成。	文化財リストの作成 文化財保存活用地域計画作成協議会の設置、開催 庁内検討部会の設置、開催 市民アンケート・ワークショップの実施 「歴史文化の特徴」（案）まとめ 文化財保護審議会の意見徴取
5	文化財の保存・活用に関する現状と課題を抽出して方針、措置を検討。更に、文化財を効果的に保存・活用する「関連文化財群」「文化財保存活用区域」を検討した。	関係自治会・文化財保護団体等の意見聴取 文化財保存活用地域計画作成協議会の開催 文化財保護審議会の意見徴取 文化財保存活用地域計画作成に関する説明会 文化庁調査官招聘
6	全体をまとめ、文化庁に提出する。	水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会開催 パブリックコメント募集 文化財保護審議会の意見徴取 文化庁認定申請（12月認定に向けた申請） 認定された計画のHP公開

## 8 計画作成の体制

地域計画では、文化財の保存活用を、文化財に関する専門的知見を得ながら行うほか、まちづくりや観光などとも連携しながら進めていくことが求められています。また、文化財等の継承を担う立場からの意見も反映することが必要です。そのため、「水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置し、計画内容を検討しています。

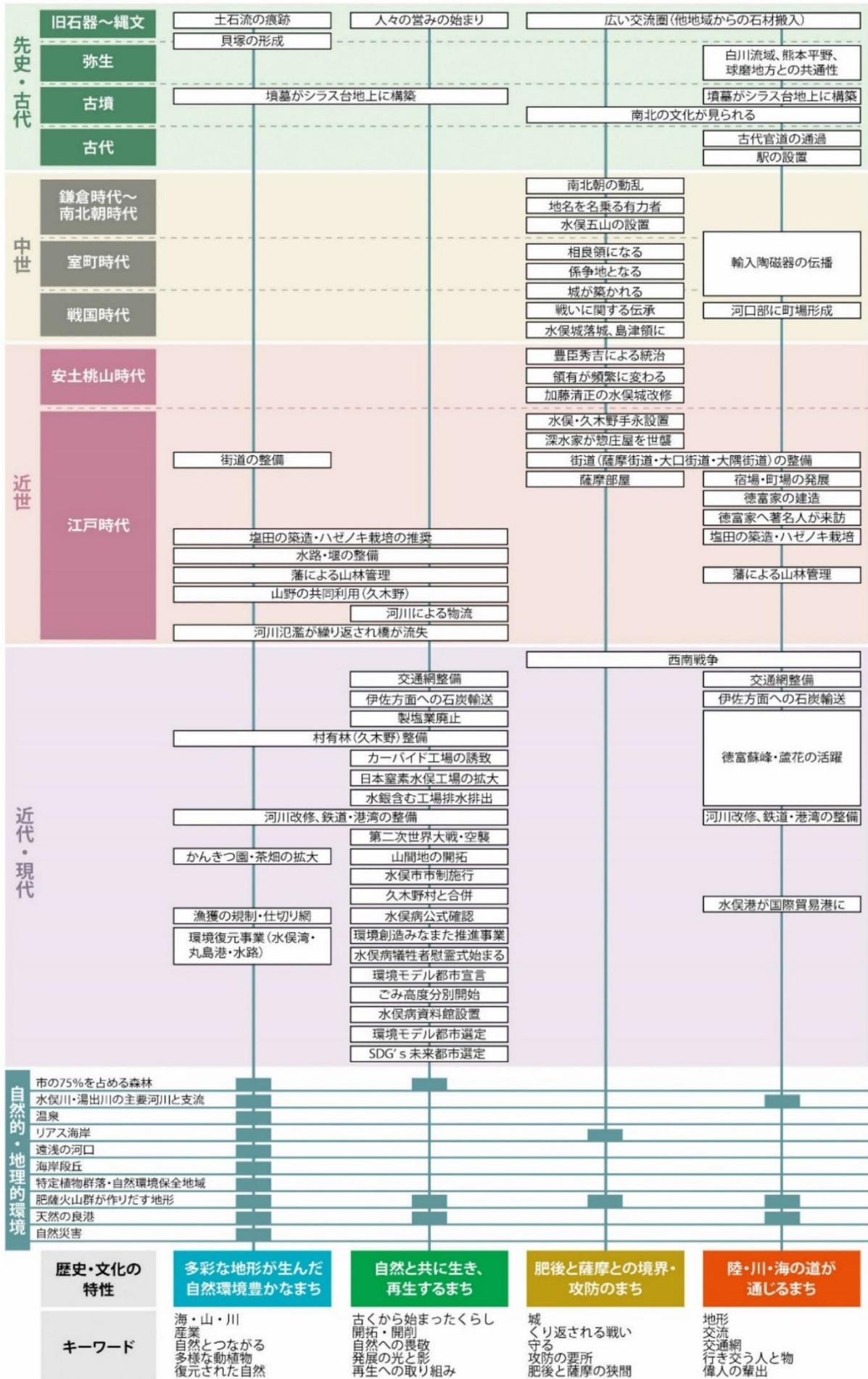
水俣市文化財保存活用地域計画作成協議会名簿（令和6年3月現在）

委員氏名	専門分野・所属等
（学識経験者）古賀実	環境分析化学 水俣環境アカデミア所長
（学識経験者）伊東龍一	古建築 熊本大学名誉教授
（学識経験者）杉井健	史跡・考古学 熊本大学
（学識経験者）田中尚人	景観・まちづくり 熊本大学
（学識経験者）坂梨仁彦	動植物 県生物多様性検討委員
寒川満憲	文化財保存団体 寒川棒踊り保存会会長
前嶋正人	文化財保存団体 水俣市蘇峰会会長
淵上光明	自治会 1区自治会長
川添裕之	商工分野 水俣商工会議所
西川博文	観光分野 水俣市観光物産協会
能登原孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課
中村俊彦	市商工観光部局 水俣市観光スポーツ戦略課
柿本英行	市まちづくり担当部局 水俣市地域振興課
設楽聡	市文化財保存活用担当部局 水俣市教育課

## 9 水俣市の歴史文化の特性

地域計画の作成においては、市町村の概要と文化財の概要を踏まえて、総合的に地域の歴史文化の特性を捉えることとされています。本市の自然環境や地理的状況、歴史の変遷や市内文化財の概要を整理すると、以下4つの特性を見出すことができます。

- 1 多彩な地形が生んだ自然環境豊かなまち
- 2 自然とともに生き、再生するまち
- 3 肥後と薩摩との境界・攻防のまち
- 4 陸・川・海の道が通じるまち



## 歴史文化の特性 | 多彩な地形が生んだ自然環境豊かなまち

水俣市には海・山・川があり、これらが生む様々な風景、自然環境があります。豊かな自然が作る美しい風景は、私たちの生活を豊かにし、人々を引き付けるものとなっています。

水俣川は源流から海に注ぐまで水俣市域で完結し、山から海への一体的なつながりを見ることができます。また市の南側に源流を発する湯出川と古くから合流、分流を繰り返す、その形状は、水俣の地名の由来となっています。川は河岸段丘や、洲を作り出しました。

九州山地から海岸部まで迫り、市域の7割を占める山地は、それらの山体を作り出した安山岩溶岩の性質から、特色ある山間部の地形を見せています。特に市の東部で鹿児島県との境付近に広がる山地は、平たんな山頂が広がる独特の眺望となっています。また、滝がかかるのもこの溶岩がなす地形の特徴で、湯出には滝が分布しています。

不知火海に面した海岸部は、入り江が連なるリアス海岸、海岸段丘、大きな湾があり、変化に富んでいます。また、対岸にある恋路島が、自然の防波堤となり良港を生んでいます。海岸部、山間部それぞれに温泉があります。水俣市ではこれらの地形のもとに育まれた豊かな自然環境があります。石飛や無田には湿原があり、湿地帯特有の植生が多数見られます。海岸部は港湾整備なども行われていますが、湯の児海岸や袋海岸、恋路島などは自然の状態が保たれ、ヘゴやキイレツチトリモチなどの希少種が見られます。芦北町と境を接する山間地では、国指定天然記念物「ヤマネ」の生育も確認されています。



無田湿原

豊かな自然が育まれる一方で、耕地が少ないなど営農には厳しい地形のため、林業と漁業も本市を支えてきました。農業では近代以降も農地改良など努力が続けられた結果、地形を生かして栽培するお茶やかんきつ類のブランド化に成功しています。



キイレツチトリモチ

水田耕作の裏作にする試みで植えられ始めた玉ねぎは、化学肥料や化学農薬を抑えた「サラダたまねぎ」が人気を博しています。

また本市では環境汚染の苦境を乗り越えて取り戻された自然があるのも特徴です。埋立や、漁獲禁止を経た海では、ヒメタツなど様々な生きものが生息しています。また、自然とつながるアクティビティも豊富です。

## 歴史文化の特性2 自然と共に生き、再生するまち

水俣市には、旧石器時代から人々が暮らし、多くの遺跡が確認されています。縄文時代の南福寺貝塚、弥生時代の初野貝塚のように、豊富な海の恵みを楽しむ暮らしもありました。また、北園上野古墳群からは、当時その地域に有力な首長層を生むコミュニティが作られていたことが想像されます。

土地面積の7割が山地の本市は、地形の制約を受ける環境で、江戸時代始めの記録によれば決して豊かではない地でした。営農のため山腹を拓き棚田を作り、平地を広げ田畑にし、取水施設を整備し、また久木野村のように共同で採草地や山林を管理し、互いの生活を支え、自然に敬意を払いながら生活してきました。各所にある水路や耕地の開発記念碑、水神様や田の神様、山神様がそれを物語っています。



新しい産業として定着したものに、熊本藩の財政政策で始められた製塩やハゼ栽培がありました。本市の塩は葛で編んだ俵に入れることで適度な湿度で保たれるため特産物となり、江戸時代には藩に上納していましたが、明治時代では島原の素麺製造に需要があり海から積み出されるほか、出水や伊佐（旧大口）に陸路で運ばれ、人々の貴重な現金収入源となっていました。

明治41年（1908）、化学肥料や化学製品を製造する日本窒素肥料株式会社（現在のJNC株式会社）が進出したことによって、近代都市水俣が幕を開けました。塩田跡は工場用地となり、河川改修、港湾や道路などのインフラの整備が進み、急速に近代化しました。本市は国際的な港湾都市としての歩みを進めようとしませんが、工場排水によって水俣病が発生し、人間を始めとする様々な生命と環境に大きな影響が及びました。

明治41年（1908）、化学肥料や化学製品を製造する日本窒素肥料株式会社（現在のJNC株式会社）

そのため本市では、環境再生へ向けて様々な取組が行われてきました。水俣市立水俣病資料館は、水俣病問題の教訓を後世に伝えるため、資料を収集・保管・展示し環境問題への情報発信を行っています。市は、環境産業を誘致するなど、SDGsの実現を目指しています。市民の生活の中では、ごみの高度分別が定着し、また、市民は「水俣病の教訓」を継承していくべきものとして認識しています。海に蓄積された水銀を含む汚泥を封じ込めた埋め立て地は、健康と環境をテーマとした「エコパーク水俣」として、水俣の海と川の風景を表現した「竹林園」、人と海の親近性を高めるデザインの「親水護岸」が整備され、多くの人々が訪れる場所となっています。水俣港は、新しい環境関連産業などを支える港湾機能の充実を目指しています。

### 歴史文化の特性3 肥後と薩摩との境界・攻防のまち

水俣市は、旧石器時代から他地域との交流があったことが分かっています。古墳時代には、遺構・遺物から南九州の特徴、北九州の特徴がともに確認できるようになり、古くから文化の接点となる土地であったことがうかがえます。奈良時代になると、律令制の導入によって設置された地区区分「令制国」のなかで、水俣は「肥後国」と呼ばれる地域と、「薩摩国」と呼ばれる地域の境界に接することになりました。

境界の土地は、文化の交流点となると同時に、争いが多く起こる場所でもあります。室町時代、各勢力が領地を争う時代が到来すると、肥後と薩摩の境に立地する水俣は、戦いにさらされました。薩摩との防衛線を張るように、防御のための山城は東西の線上に並んでいます。相良氏が人吉、球磨、葦北、八代を領する戦国大名になると、水俣は、16世紀中ごろから出水や伊佐方面からの侵攻が、頻発化及び長期化していました。

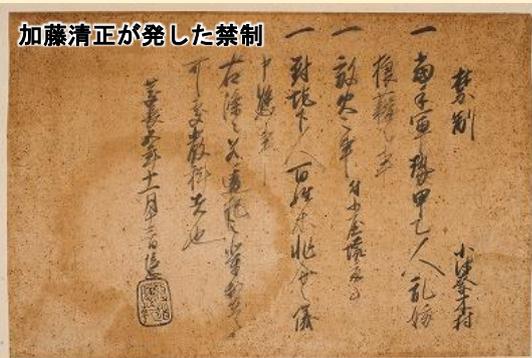
「秋風にみなまた落つる木の葉かな」「寄せては沈む月の浦波」

この連歌は、水俣城の戦いの折に、攻め手側の島津と相良の間で交わされたものです。「寄せては沈む月の浦波」は、相良が、島津が波のように攻めては退くと揶揄したものと思われませんが、係争が波のように繰り返された本市の様子をよく表している歌です。島津氏は南九州を統一したのち、水俣の東部から侵攻し、天正9年(1581)には水俣城を大軍で囲みます。この戦いで水俣城が落城したことで、相良氏は葦北・八代を一気に失いました。



島津軍が寄せた海

#### 加藤清正が発した禁制



豊臣秀吉の九州平定後、秀吉は相良家の重臣深水宗方に宛て、「さかいめ」を決めるために呼び出しています。このことは、水俣が境界の定まらない不安定な場所だったことを示しています。関ヶ原の戦い時は、九州でも黒田・加藤らの東軍と、島津・小西らの西軍による戦いがありました。水俣は加藤清正が島津氏と戦うため南下し、水俣と出水の間で向き合い緊張状態が続きました。その後、熊本藩主になった清正は水俣城を堅牢な城に改修しました。

加藤家の改易後、藩主になった細川氏の時代となっても、水俣は、鉄砲を有する人数が多く配置され、また水軍も編成されるなど、薩摩藩を警戒するため軍事的に重要な地点でした。特に薩摩と接する袋方面には番所が密に設置されました。また、川も、橋をかけず歩いて渡るようにするなど、防御の一端を担っていました。一方で薩摩側も領内に入ろうとする人物の警備が厳しく、関所を越えられず水俣に戻る人もあり、互いに領内を厳しく守ろうとする地であったと思われます。また、浄土真宗が禁制だったため薩摩側から水俣の浄土真宗の寺に信仰を求めて来る人々もいました。

明治10年(1877)の西南戦争では、伊佐が薩軍の重要拠点となったことから、官軍にとって伊佐・出水と接する水俣が重要な拠点となり、久木野、石坂川、深川、鬼岳などの薩摩との境や、大関山などの山間地、市街地に迫る中尾山などで激しい戦いが繰り広げられました。戦後、水俣市には伊佐・山野方面の官軍戦死者の墓地「陣内官軍墓地」が建立され、熊本県の史跡となっています。明治16年(1883)、水俣市と鹿児島県出水市の境を流れる小さな河川である境川に架けられた石橋は、ようやく溶けた緊張を表しているかのようです。

## 歴史文化の特性4 陸・川・海の道が通じるまち

水俣市は山地の標高が低く傾斜が緩やかなことから道が通じやすく、また海に開けていることで、東西南北に道が通じています。東西は海岸部・河口から山間地を結び、南では鹿児島県に接します。西側には港もあります。人々の交流の歴史は古く、石飛分校遺跡では身近に黒曜石産地があるにも関わらず、長崎や佐賀のものも使用していることから、旧石器時代にもさかのぼれます。

古墳時代には、墳墓や住居などに強い南九州色の特色があり、土器には南北の特徴を取り入れたものがあるなど、北と南の文化が接する地点であったと考えられます。

古代には、律令政府が整備した官道が、市域の西部と内陸部を南北にそれぞれ通過し、「水俣駅」、「仁主駅（読みは不明）」が置かれ交通の要所になりました。

江戸時代には、出水に至る薩摩街道、伊佐に至る大口道、芦北から久木野を通り、伊佐に至る大隅街道がありました。薩摩街道は島津氏の参勤交代道に使用されるほか、人々や物資が行きかうため、街道沿いの要所には番所が置かれました。これらの道は西南戦争の進軍路としても活用されたと思われ、周辺に激戦地が分布します。



発掘調査で出土した薩摩街道

津奈木町以北の街道は急峻な峠があることから、陸路だけでなく船も多用されており、昭和初期に港湾が整備されるまでは、二つの川に挟まれた中州が物資輸送と人流の拠点として発達していました。米、ハゼの実、塩、内陸部で産する材木などが積み出され、明治時代には伊佐市の金山の動力源である石炭が陸揚げされ、県道を使い馬車で運ばれていました。道中は、宿や休憩所があり賑わいました。明治40年（1907）に鹿児島県伊佐市に金山へ電力を供給するための曾木発電所が建設されるまで続きました。

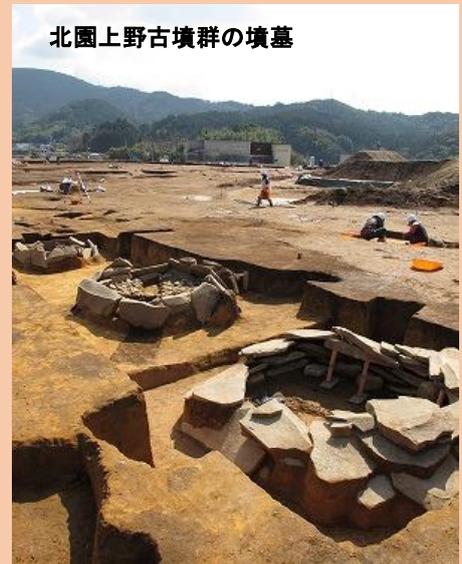
明治41年（1908）には、海運と対岸の天草の石灰岩が入手しやすいことからカーバイト工場が河口部に立地しました。

明治・大正から昭和初期にかけて、河川改修、国道・県道、鉄道や港の整備が行われ、水俣川河口に代わる百間港の整備が継続的に行われ、国際貿易港に指定されました。

鉄道では、市域の西部を通過する旧鹿児島本線（現肥薩おれんじ鉄道）が整備されたのち、水俣駅から市の東部を通過し伊佐市山野に至る山野線が開通し、昭和63年（1988）に山野線が廃止となるまで50年間は、東西南北に鉄道が通じるまちとなりました。

古くから町場となっていたことで、浜町には、多くの文化人が訪れました。浜町に根差していた徳富家は、彼らと交流し、交流で生まれた文教の気運や教育を重んじる家風は徳富一敬、蘇峰、蘆花を輩出しました。蘇峰・蘆花が幼少期を過ごした家は、商業の町としての浜町の象徴でもあります。徳富蘇峰は、頻りに水俣を訪れて市民と交流し、蘇峰の寄付をもとに建設された図書館など、多くのゆかりの地が遺されています。

北園上野古墳群の墳墓



## 10 本地域計画に掲げる水俣市の文化財の保存・活用に関する将来像（目標）

本市の文化財の保存・活用に関する将来像を、次のように設定します。

### みなまた集うまち 自然・歴史・文化を活かしたまちづくり

将来像のイメージは、以下のとおりです。

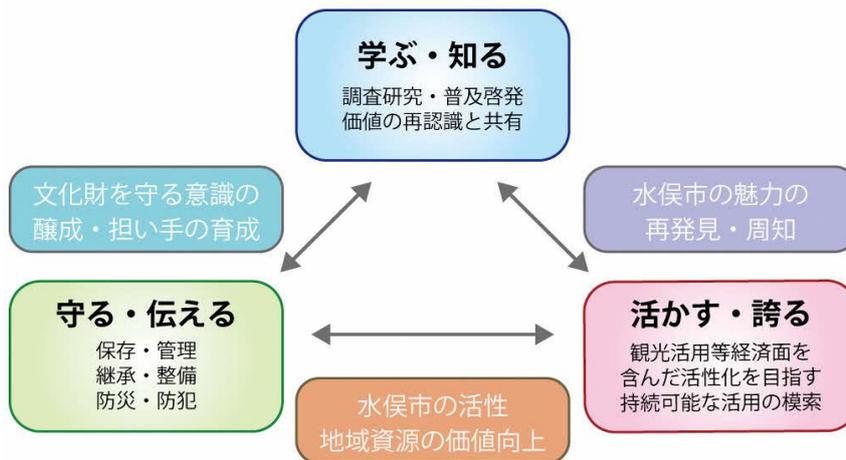
「本市の豊かな自然と、それが育んだ悠久の歴史・文化の価値や魅力を市民の誰もが共有しています。それによって、市民の郷土への愛着や誇りが生まれ心を豊かにするとともに、多くの人が思いを一つにして、様々な立場から歴史文化と文化財の継承に関わっています。

文化財は観光資源としても磨き上げられ、市外の人に地域の魅力を発信し、多くの人が集う活気にあふれています。」

## 11 将来像を実現するための方向性

将来像を実現するための3つの方向性を掲げます。

- 学ぶ・知る** 文化財を調査し、保存・活用の基礎としていきます。また、その調査を可能にしていくための体制づくりを進めていきます。
- 守る・伝える** 文化財の適切な保存に取り組むとともに、文化財の保存に行政だけでなく、多くの人が関わる新たな仕組みづくりを行っていきます。災害などの危機に備えます。
- 活かす・誇る** 文化財に関する学びや知る機会を充実し、文化財を様々な人や団体等と連携して新たな視点でも活用していきます。これらの取組で、愛着や誇りを醸成し、文化財の次世代への継承を図ります。



## 12 文化財の保存・活用に関する措置

本市の文化財の保存・活用の現状と課題を踏まえ、計画期間中に実施していく措置は、12 p、13 p のとおりです。10年間で前・中・後期に分けて実施していきます。

		課題	保存と活用に関する方針
<p>「将来像」</p> <p>みなまた集うまち</p> <p>自然・歴史・文化を活かしたまちづくり</p>	学ぶ・知る	<p>①把握調査を行う必要がある。</p> <p>②地域の力を取り込む体制づくりが必要である。</p> <p>③文化財の調査を継続的に行う必要がある。</p> <p>④人員体制の確保し研究機関との連携強化を図る必要がある。</p> <p>⑤調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくりに努める必要がある。</p>	1 調査研究の促進
	守る・伝える	<p>①未指定文化財の文化財指定を検討する必要がある。</p> <p>②保存体制の強化のため、新たな見守り・担い手の確保が必要である。</p> <p>③指定等文化財の適切な保全整備を進める必要がある。</p> <p>④所有者や保存団体の負担軽減のため支援を行う必要がある。</p> <p>⑤未指定文化財について保存方針を策定する必要がある。</p> <p>⑥資料を適切に受け入れ保存する環境を整える必要がある。</p> <p>⑦地元業者に工事を発注しているが、技術者が市内にいないこともあり文化財の保存技術の継承が課題である。</p> <p>⑧災害・盗難リスクの把握と情報収集を行い、すぐに対応するための連絡体制の構築が必要である。</p> <p>⑨災害に備えて関係機関等との連携や地域住民の協力を得て迅速な情報把握に努める他、日常的な点検、事前に起こりうる災害の想定も重要である。</p> <p>⑩所有者や地域住民に防災・防犯訓練に参加してもらうことが必要である。</p> <p>また、災害時の対応のため市の文化財保存整備費補助金に防火施設・防災設備の設置に対する補助を盛り込む必要がある。</p> <p>⑪文化庁のマニュアルなどを参考にした具体的対策を講じるとともに、被災時のマニュアルを作成する必要がある。</p> <p>⑫災害の際に毀損した文化財が人的被害を生まないための対策が必要である。</p> <p>⑬有事の際に対応できるよう、文化財の所在の周知が必要である。</p>	2 文化財の確実な保存と継承
	活かす・誇る	<p>①江戸時代までの歴史や文化財があまり市民に認識されおらず情報の公開・発信力を強化する必要がある。</p> <p>②発掘調査の報告は報告書として公表されているが調査成果を速やかに活かし発信するサイクルづくりが必要である。</p> <p>③市民より文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備が求められている。</p> <p>④文化財に新たな役割を付加する取組として、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用を進める必要がある。</p> <p>⑤歴史文化を知る機会を充実させるために人材の育成に努める必要がある。</p> <p>⑥展示公開施設間でネットワークを構築し、相互活用・連携強化を図る必要がある。</p> <p>⑦持続的に文化財を保存活用するため、次世代の育成に努める必要がある。</p> <p>⑧指定有形文化財や無形民俗文化財の公開機会を増やす必要がある。</p> <p>⑨新たな展示公開施設の設置を検討する必要がある。</p>	3 公開活用の促進

保存と活用に関する措置（施策）		
1-1	把握調査の実施	把握調査の実施
1-2	地域の力を取り込む体制づくり	イベントなどを活用した地域を巻き込んだ未指定文化財の把握調査 定期的な情報収集と窓口づくり
1-3	文化財の調査	文化財の調査
1-4	人員体制の確保・研究機関との連携強化	専門性が維持される人員配置と育成 研究機関との連携
1-5	調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり	資料リスト作成・公開 閲覧環境の整備（水俣市立蘇峰記念館の保存管理計画に含む） 各種の調査成果の収集・公開
2-1	文化財の指定	文化財の新規指定 文化財指定候補リストの作成 地域の人が守りたい未指定文化財を認定する制度の検討 国・県指定を目指した調査
2-2	保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保	水俣城址、陳内官軍墓地、南福寺貝塚等の管理のアドプト制度導入 定期的な現状把握 文化財の見守り体制の構築
2-3	適切な保全整備	水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成 徳富蘇峰・蘆花生家保存管理計画作成 保存処理等の実施 民俗芸能の資料保存
2-4	所有者や保存団体の負担軽減・支援	保存に関する助言や補助金交付要綱の改正による補助制度の充実
2-5	未指定文化財の保存方針の策定	薩摩街道の保存方針の検討 未指定文化財の継承のための啓発と保存を支援する制度の検討
2-6	資料の保存	資料整理・リスト化 保存環境の整備 受入基準の作成 資料の集約の検討
2-7	保存技術の継承	建造物の保存修理工事の地元業者への発注を通じた技術の習得・継承
2-8	災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築	文化財ハザードマップの作成 連絡体制の構築
2-9	事前対策の推進	耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成 対策工事等の実施 文化財の記録（規模・形状・特徴等）
2-10	防災意識の向上と、防災・盗難対策の支援	文化財防火デー等の訓練実施 防災・盗難対策支援のための補助要綱整備
2-11	災害時の対応	被災文化財、文化財の一時保管場所の設定 災害対策マニュアルの作成
2-12	文化財が災害を生まないための対策	文化財、看板、標柱の日常点検、更新、素材の検討 保存・養生工事の実施（水俣城址、薩摩街道、指定樹木）
2-13	文化財の所在の周知	文化財リストの作成と各関係者との共有 「地域科学タウン」への指定文化財所在地、周知の埋蔵文化財包蔵地の落とし込み
3-1	情報の公開、発信力の強化	講座・体験活動・資料の展示 先端技術を活用した情報提供の検討 他の機関等と連携した情報発信
3-2	調査成果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり	適切な事業管理 調査成果の資料化
3-3	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備	看板等の更新・新規設置 文化財の整備・便益施設等の整備（水俣城址、陳内官軍墓地）
3-4	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用	周遊ルートの設定 関係機関との連携強化、イベントの実施 横断的に情報を提供できる窓口づくり
3-5	歴史文化を知る機会の充実と人材の育成	外部有識者や担当職員による講座等の開催 歴史や文化財を語るボランティアガイドの育成
3-6	展示公開施設のネットワークづくり	共通パンフレットや周遊ルートの設定 資料の相互活用・連携
3-7	次世代の育成	学校での普及活動の実施 子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施
3-8	公開の促進	指定有形文化財や無形民俗文化財の公開機会の提供
3-9	新たな展示公開施設設置の検討	市の資料を収蔵し、常設で展示公開する施設設置の検討

## 13 関連文化財群の設定

地域計画では、関連性の高い文化財を群としてまとめ、一体的な保存活用を図る「関連文化財群」を任意で設定することができます。これにより様々な文化財の価値や魅力がわかりやすくなり、文化財への意識向上や文化財の多面的な活用（観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩き等）につながることを期待されています。

本市では、関連文化財群の核となる指定等文化財や一定の価値付けがなされた文化財が少ないこと、文化財の保存・整備が進んでいないこと、そして文化財の保存・活用に関する様々な措置の実行も求められていることから、今回は、これまである程度活用されているものや、市の他部署などで実施している事業と連携するなどで早期に実行可能なものを設定します。

歴史文化の特性との関連性を加味し、次の4つを関連文化財群とします。

### 1 水俣の地形が織りなす自然

本市の地質が生んだ景観、息づいている貴重な動植物などの自然からなる文化財群

### 2 自然と生きる水俣の営み

本市の人々が生活した痕跡、地形を切り拓き、地形を生かし営んできた産業、また自然に対する畏敬に関する文化財群。環境復元事業により新しく創出された空間等や取組を含みます。

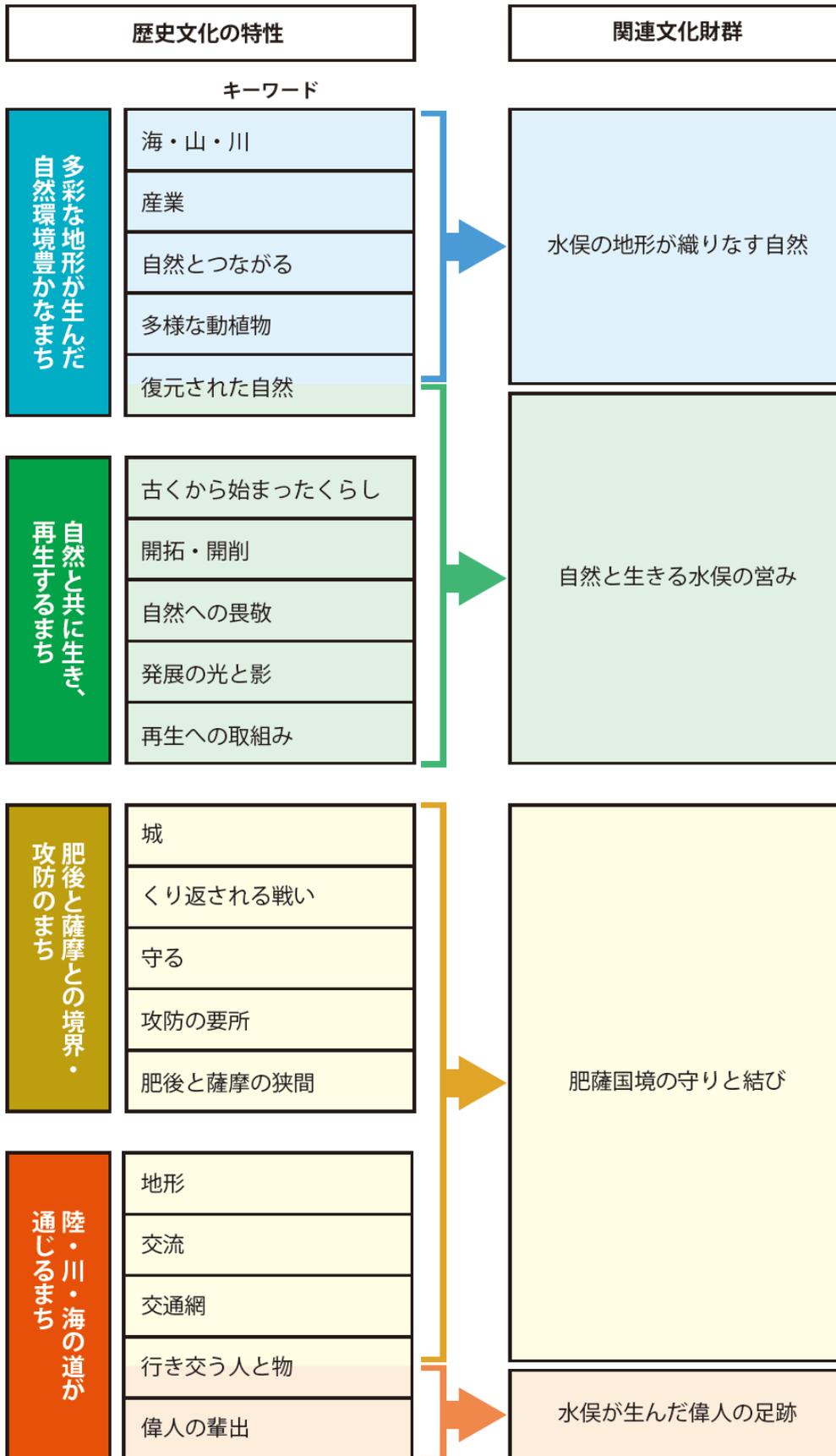
### 3 肥薩国境の守りと結び

交通の要衝であると同時に、肥後の守りとして機能してきた本市の特性を表す文化財群。他地域との交流、薩摩、南九州と接することで生まれた文化財を含みます。

### 4 水俣が生んだ偉人の足跡

徳富蘇峰・蘆花兄弟を輩出した背景と彼らの功績、足跡からなる文化財群

## 歴史文化の特性と関連文化財群の関係



## 関連文化財群 水俣の地形が織りなす自然

水俣市には山・海・川があります。山地は全体として標高が低く傾斜が緩やかで、特に市の南東部の山地には、それを作り出した溶岩の性質によって独特な平坦地形や、滝が形成されています。滝では、溶岩が固まる際にできた節理が観察されます。市の北側の海岸部は、起伏のある山地が海に接したためにリアス海岸となり、小規模な湾が連なる美しい景観があります。北に水俣川、南に湯出川があり、市の西側で合流して海へ注ぎ、河川沿いには、淵や河岸段丘、自然堤防があります。温泉

中尾山スカイロードからみた山並み



が山間部と海岸部にあり、それぞれ違う魅力を持ち、本市の観光を支えています。

このような自然のなかに貴重な植生、植物、動物が観察されます。

熊本県の特定植物群落や、自然環境保全地域があります。恋路島では照葉樹林が成長し、湯の児海岸や袋海岸ではヘゴやキイレットリモチなどの希少種が見られます。動物では、山間に国指定天然記念物ヤマネや猛禽類クマタカ、海ではタツノオトシゴの新種ヒメタツが生息しています。これらの動物の存在は、本市の自然度が高いことを表しています。

本市の自然環境は、明治時代から続く「競り舟」をはじめ、特に近年、海、山、川を活かした様々なアクティビティに活用され、新たな魅力を発しつつあります。公害を経験した本市の市民にとって、これらの自然や自然景観は大切な文化財となっています。

また、自然は時に災害をもたらし、久木野の山上遺跡では、土石流の痕跡が出土しており、本市は地形的に土砂崩落や、河川の氾濫に悩まされてきた土地でもあります。



水俣川

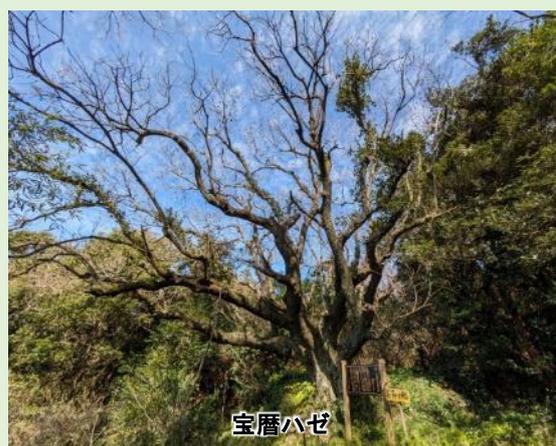
## 関連文化財群2 自然と生きる水俣の営み

水俣市には、旧石器時代から人々が暮らして来ました。縄文時代、弥生時代の南福寺貝塚、初野貝塚のように、豊富な海の恵みを楽しむ暮らしがありました。

土地面積の7割が山地の本市では、土木技術を用いて棚田や水路、堰を築いて農地を確保し、穏やかで干満の差が激しく、砂浜が発達した沿岸部では、江戸時代から塩田を造成しました。海岸部には、江戸時代には熊本藩の水夫や船が備えられるほど、操船技術が巧みな人々が居たと思われます。海岸部まで迫る山地からは、舟で搬出しやすい利点を生かし、林産物を主要な産物としていました。ほかに産業として定着したものに、ハゼ栽培がありました。ハゼは



塩釜神社



宝暦ハゼ

温暖で水はけのよい台地などに植樹され、熊本藩内でも一大産地となり、数は減ったものの現在も日本有数の産地です。広い平坦地が広がり、安山岩の風化土が堆積する市の南東部は、茶の名産地になっています。海沿いの日当たりのよい山地や海岸段丘などでは、柑橘類やサラダたまねぎが栽培されています。これらの棚田、茶園、柑橘園、ハゼ畑は、本市の特産物を生み出すとともに、水俣の代表的な農業風景となっています。こうした暮らしの中で、実りに感謝するため民俗芸能が地域の神社に奉納されて来ました。

水俣川と湯出川は水俣の名の由来ともなり、地域に多くの恩恵を与えてきた反面、度重なる氾濫に悩まされ、昭和初期に河口部の大規模改修が行われ、現在の流路となっています。

また、本市では水銀を含む排水が海に流されたことにより未曾有の公害が発生し、人命や自然環境が破壊されました。そのため環境復元を目指し様々な事業が行われ、それらは有形無形の文化財となり、

市民の生活に溶け込んでいます。一定期間閉鎖され漁獲が禁止されていた海は、豊かさを取り戻し、水銀を含む汚泥を封じ込めた埋め立て地であるエコパーク水俣一帯は、再生復元を象徴する景観となっています。

「自然と生きる水俣の営み」は、自然と人との関わりの中で生まれた文化財群です。

### 関連文化財群3 肥薩国境の守りと結び

本市は市域の7割を山地が占めますが、山地の標高は低く、傾斜が緩やかな地形であること、西側が海に開口していることから、交通の要衝となりえる条件が揃っていました。

旧石器時代から遺物や遺跡に他地域との交流の痕跡が見えます。北園上野古墳群では、北九州と南九州の文化交流と、それらを取り入れた地域独自の文化の発展がうかがえます。古代には、市の東西それぞれに官道が通じます。江戸時代には、薩摩街道、大口道、大隅街道が通じ、浜町や陣内は宿場町、浜町は河口の物資輸送の拠点としても発展、街道には石橋が架けられました。近代には、港や鉄道も整備され、現代も水陸両方の交通の要衝です。



水俣城址の石垣

交通の要衝であることは同時に国境の緊張を生み、戦乱の時代から江戸時代を通じて、薩摩側から寄せる侵攻の波を防御する肥後の防波堤的役割を担って来ました。戦国時代、水俣城の戦いでは相良軍と島津軍の間で、次のような連歌が歌われました。

「秋風にみなまた落つる 木の葉かな」

「寄せては沈む 月の浦波」

この歌は係争が繰り返された本市をよく表しています。また、徳富蘇峰も本市を「アルザス・ローレンス地方(※1)」と称しました。豊臣秀吉はこの地の安定を図り、加藤清正は堅牢な城を築きました。細川氏は、要所に御番所を置き、また有事に備え郡筒(※2)を編成しました。明治10年(1877)の西南戦争では、本市は伊佐を拠点とする薩軍に対して、官軍の重要な拠点となり激しい戦いが展開しました。

一方で水俣の浄土真宗の寺に信仰を求めて薩摩から来た人々や、薩摩藩の貨幣鑄造を試みた遺跡など、薩摩との関わりも見られます。

本市にはこれらの交通や交流の軌跡、肥後の守りを果たしたことを示す文化財が残されています。



貨幣鑄造を行ったと見られる土坑

※1 現フランス領アルザス・ローレーヌ地方。フランスとドイツが長く領有権を争った地。

※2 鉄砲を所持し、有事の際に動員されて防衛にあたる。現在の「芦北鉄砲隊」の祖。

## 関連文化財群4 水俣が生んだ偉人の足跡

本市には徳富蘇峰・蘆花を輩出した徳富家があります。兄弟は幼少期を浜町の商家である徳富家で過ごしました。

浜町は、戦国時代から町場として形成されていました。その要因は、当時は浜町が南北を川に挟まれた中洲にあり、南北のそれぞれに港があり物資輸送の拠点となっていたからと考えられます。徳富家は武家であり、熊本藩の役職も務めていましたが、それだけでは生活ができなかったため、浜町を拠点に、廻船業などを行い繁栄していました。蘇峰・蘆花が幼少期を過ごした家は、町屋づくりで、商業の町としての浜町の象徴でもあります。

浜町は、宿場町として交通上の要所でもあり、頼山陽などの文化人が訪れています。浜町に根差していた徳富家は、彼らと交流し、交流で生まれた文教の気運や教育を重んじる家風が、徳富一敬、蘇峰、蘆花を輩出したとも言えます。徳富家第5代の太多七(久貞)は、私塾を開きましたが、蘇峰も、熊本市で大江義塾を開いています。



図書館時代の蘇峰記念館

本市の最初の図書館は、蘇峰の寄付をもとに建設され、またその蔵書も蘇峰の寄贈本からスタートしています。本市では、蘇峰の思いを継承し、移動図書館に「そほう号」と名付け、遠隔地にも本を届けています。

徳富蘇峰は、頻繁に水俣を訪れて市民と交流し、記念する石碑が各地に残されています。袋天満宮の筆塚は、日本で唯一蘇峰の筆を納めた塚で、それを記念する「蘇峰筆塚

顕彰書道展」が毎年開催され、市内外の児童・生徒が蘇峰の業績を学びつつ、書を書いています。牧ノ内の徳富家代々の墓地には、蘇峰夫妻の墓が建立されています。

徳富蘆花は、蘇峰と比べるとあまり水俣を来訪してはませんが、その著作「死の陰に」には、蘆花が水俣を訪れた際のこと書かれています。自然の描写を得意とした蘆花の筆によって、当時の水俣の人や風景を今そこにあるかのように感じることができます。



徳富蘇峰・蘆花生家

## 関連文化財群の構成文化財

水俣の地形が織りなす自然

所在地(区)	名称
15区	湯の鶴温泉
22区	湯の児温泉
—	恋路島
15区	大滝
15区	箱滝
15区	赤水滝
15区	唐滝
15区	小滝
15区	のれん滝
15区	座頭滝
16区	なべ滝
23区	寒川水源
18区	冷水水源
15区	鬼の材石
14区	宝川内の柱状節理
—	恋路島の妻恋岩
1区	鶏石
22区	湯の児海岸
26区	亀嶺峠
26区	頼山陽詩碑
18区	ヘゴ
18区	キイレツチトリモチ
—	ヒメタツ
26区	水俣市無田湿原
18区	袋のキイセンニンソウ
10区	宝川内災害関連碑
2区	永代橋跡
14区	宝川内中屋敷の石橋跡
23区	大正12年水害の碑

自然と生きる水俣の営み

所在地(区)	名称
12区	石飛分校遺跡
6区	南福寺貝塚
1区	南福寺貝塚出土遺物
8区	初野貝塚
23区	久木野校区の棚田
15区	白岩の棚田
15区	湯出棚田花公園
14区	宝川内臼太鼓踊り
14区	宝川内志賀段七踊り
24区	久木野俵踊り
24区	久木野棒踊り
21区	宝曆ハゼ
21区	侍・小田代台地のハゼ群
21区	侍街道はぜのき館
19区	塩釜神社
19区	四十間塘跡
19区	塩浜耕地整理記念
19区	塩浜町
19区	大廻の塘跡
21区	百間の塘跡
1区	水俣十二景
—	丘陵地の農地景観
—	茶畑の景観
—	漁港の景観
21区	エコパーク水俣一帯の景観
4区	水俣メモリアル
4区	水俣市立水俣病資料館
4区	水俣病資料館収蔵資料
—	ごみの高度分別

肥薩国境の守りと結び

所在地	名称
12区	石飛分校遺跡
8区	初野貝塚
1区	北園上野古墳群の出土遺物
1区	銅銭鑄造跡の出土遺物
—	薩摩街道
17区	袋御番所跡
12区	石坂川御番所跡
1区	判鑑
17区	冷水水源
5区	峠の地藏さん
1区	水神さん
17区	境橋
18区	冷水の石橋
18区	坂口の石橋
2区	永代橋跡
1区	新町の石橋
8区	隈迫の石橋
8区	前田(瀬戸)の石橋
8区	上原(前田)の石橋
8区	元村川の石橋
20区	公德碑
18区	薩摩街道石碑
—	山野線跡 (日本一長い運動場)と駅跡
1区	水俣城址
1区	加藤神社
1区	城山公園
1区	加藤清正木像
1区	加藤清正霊牌
1区	深水宗芳旧里ノ碑
1区	豊臣秀吉朱印状
1区	加藤清正禁制
21区	お上り石

水俣が生んだ偉人の足跡

所在地(区)	名称
1区	水俣市立蘇峰記念館 (旧淇水文庫)
2区	徳富蘇峰・蘆花生家
2区	蘆花公園
2区	独生和尚修行の地
2区	八幡神社
1区	徳富家墓地
17区	袋天満宮
15区	清音橋
1区	蘇峰記念館資料
2区	蘇峰資料(図書館)
1区	徳富蘇峰文学碑
3区	徳富蘇峰詩碑 (愛郷詩碑)
15区	蘇峰先生曾遊之地記念碑
17区	蘇翁筆塚碑
22区	蘇峰歌碑 (花外夕陽山碑)
22区	徳富蘇峰詩碑 (軌中碑)
22区	徳富蘇峰詩碑 (逆風張帆碑)
22区	霊泉境の碑(江山怡目霊泉洗心碑)
1区	徳富蘆花文学碑
2区	徳富健次郎先生顕彰之碑
3区	徳富蘆花顕彰碑
22区	徳富蘆花歌碑

※所在地(区)は、地名に変更する予定です。

※資料は、所有者若しくは保管されている施設等の所在地を記載しています。

## 14 文化財保存活用区域の設定

地域計画では、文化財が集中している地区を、文化的な空間を創出するための計画区域として「文化財保存活用区域」に設定することができます。この区域で、核となる文化財とその文化財を育んだ周辺地域を一体的に整備していくことで、本市の魅力や特徴をわかりやすく伝えることができ、文化財への意識の向上や、文化財の多面的な活用（観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩き等）、区域を起点としその他の地域への周遊を促すなどの波及効果が期待されます。このため、本市においても、「文化財保存活用区域」を設定し、市内全体における取組みを先導する区域とします。

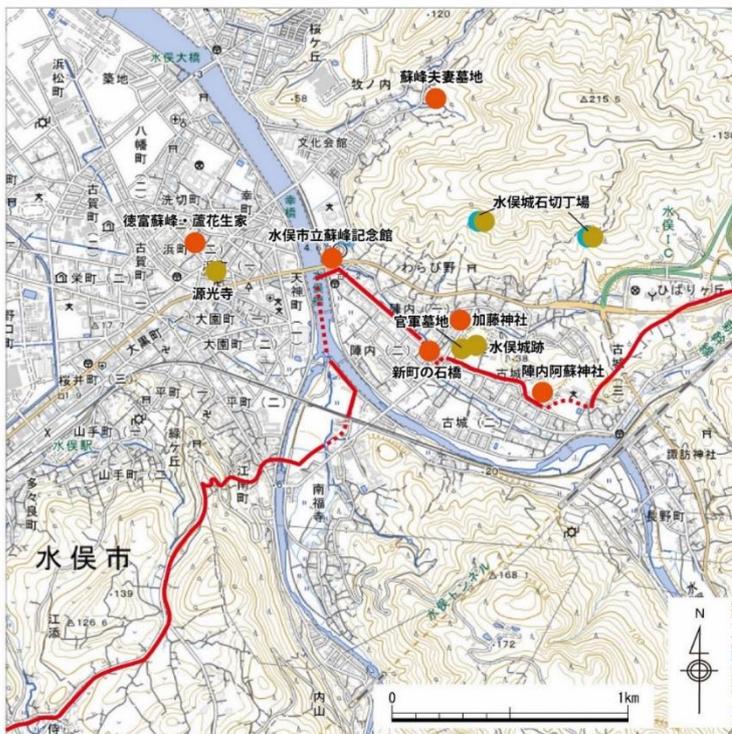
本市では、水俣城址や、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家、薩摩街道などの文化財が多く分布する「古城・陣内・浜地区」を設定します。

### 文化財保存活用区域

### 古城・陣内・浜地区

古城のシラス台地から、河川改修前まで中州であった浜町に展開する文化財の集中区域で、古城、陣内、浜町に展開します。区域内の古城はその名のとおり水俣城址があり、薩摩に備える城として中世では東西に長い市域を持つ広大な城として、近世には幾重にも石垣が取り巻く堅牢な城でした。城には官軍墓地など西南戦争関連の史跡もあります。

水俣城址の東側を通過する薩摩街道は、城の南側を西に進み、陣内の町を通過しています。陣内は政治の中枢でもあり、街道を行く人の宿場でもありました。河口部にある浜町は、戦国時代から「町」として絵図に書かれています。商人町として発展し、ここに根差した徳富家も、廻船業などで富を得ており、その居宅は「町屋づくり」です。町場であった浜町の特徴がよく表れています。



## 文化財保存活用区域の構成文化財

古城・陣内・浜地区

所在地(区)	名称
-	薩摩街道
1区	陳内阿蘇神社
1区	水俣城址
1区	薩軍慰霊碑
1区	官軍墓地
1区	深水宗方旧里ノ碑
1区	新町の石橋
1区	水神さん
1区	水俣市立蘇峰記念館
1区	蘇峰記念館資料
2区	浜学校跡
1区	蘇峰資料(図書館)
2区	徳富蘇峰・蘆花生家
2区	源光寺薩摩部屋
2区	親鸞直筆名号
2区	八幡神社
2区	婦人会館
2区	蘆花公園
2区	永代橋跡
1区	徳富家墓地
2区	八幡神社
1区	淵上毛銭の墓
1区	高群逸枝の墓

※所在地(区)は、地名に変更する予定です。

※資料は、所有者若しくは保管されている施設等の所在地を記載しています。